



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成21年 2 月 3 日火曜日 第2036号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

公聴会の開催..... 1

告 示

○愛媛県告示第 166 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 16 条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第 1 号）第 2 条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年 2 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成21年 2 月 16 日（月）19 時から
- 2 場所 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市中央公民館
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
宇和都市計画道路の変更について
 - (2) 案件の概要
「卯之町町並み保存」をより一層推進し、歴史・文化環境を活かしたまちづくりを目指すため、「伝統的建造物群保存地区」の指定に併せ、関連する路線を変更しようとするものである。
- 4 公述の申出等
 - (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（宇和都市計画区域内の住民ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
 - (2) 申出の期限
平成21年 2 月 12 日（木）まで
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
 - (3) 問い合わせ先
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
（電話 089 912 2739）